



## 国民年金からのお知らせ

●問い合わせ

ねんきんダイヤル (☎ 0570-05-1165)  
 熊谷年金事務所 (☎ 525-1844)  
 保険年金課 (☎ 574-6641)  
 岡部市民環境課 (☎ 585-2213)  
 川本市民環境課 (☎ 583-2783)  
 花園市民環境課 (☎ 584-1122)

国民年金は、物価の変動に合わせて年金額が決定されますので、生涯安心です。

● **障害年金や遺族年金もあります**  
 公的年金の保障は老後だけではありません。加入中に事故や病気で障害が残った場合は障害基礎年金が支給され、死亡した場合はその遺族に遺族基礎年金が支給される制度もあります。

【納付】  
 平成22年度の国民年金保険料は月額15,100円です。納付方法には、納付書、口座振替などがあります。

また、前納制度をご利用いただくことで保険料が割り引きされ、

① **20歳になったら国民年金へあなたの人生を大きくサポート**  
 新成人の皆さん、20歳になったら大人の仲間入り。国民年金に加入しましょう。

※20歳前に就職して厚生年金に加入している場合は、第2号被保険者となっていますので加入手続きは不要です。

【年金のメリット】  
 ・ **年金額は物価の変動を反映**  
 現在の貨幣価値は、これからの長い将来変わらないとは言いきれません。物価の上昇によって今の貨幣価値が目減りする可能性があります。

公的年金は、物価の変動に合わせて年金額が決定されますので、生涯安心です。

● **障害年金や遺族年金もあります**  
 公的年金の保障は老後だけではありません。加入中に事故や病気で障害が残った場合は障害基礎年金が支給され、死亡した場合はその遺族に遺族基礎年金が支給される制度もあります。

【納付】  
 平成22年度の国民年金保険料は月額15,100円です。納付方法には、納付書、口座振替などがあります。

また、前納制度をご利用いただくことで保険料が割り引きされ、

できること  
 ③ おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であること(初めてのときは、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要)

③ **介護保険要介護認定者の「障害者控除対象者認定書」の送付**  
 所得税、市・県民税の申告の際、「障害者控除対象者認定書」をお持ちいただくことで、本人またはそのかたを扶養している親族のかたが障害者控除の適用を受けることができます。

該当者には、1月下旬に「障害者控除対象者認定書」を郵送します。  
 ※窓口での申請は、必要ありません。

対象 平成22年12月31日現在、次の要件を満たす65歳以上のかた  
 ① 障害の程度が身体障害者などに準じると認められる要介護4または5と認定されているかた(特  
 別障害者)  
 ② 障害の程度が身体障害者などに準じると認められる要介護3と認定をされているかた(障害者)

大変お得です。

【免除制度】  
 収入がなく保険料が納められないかたのために学生納付特例制度や免除制度があります。納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

② **老齢年金受給者の皆さんへ源泉徴収票が送付されます**  
 厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

老齢年金を受け取られているかたには、1年間に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「源泉徴収票」が1月下旬〜2月上旬ごろに日本年金機構から送られます。

この源泉徴収票は、税務署で確定申告をするときに添付する必要がありますので大切に保管してください。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は、熊谷年金事務所または「ねんきんダイヤル」へお申し出ください。

※遺族年金・障害年金を受けているかたには税金がかりませんので、源泉徴収票は送られません。

③ **年金の請求をお忘れではありませんか? お心当たりのあるかたは、お早めに相談ください**  
 【年金の加入期間が25年未満のかた】  
 ・ カラ期間と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。  
 ※カラ期間の例・サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間  
 ・ 生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前で、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

【年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げているかた】  
 ・ 70歳になっても、年金は自動的に支払われません。年金を受け取るためには、年金の請求が必要です。

【厚生年金の加入期間のある65歳以上のかた】  
 ・ 「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っているかたは、受け取っていない年金についても、改めて請求を行ってください。片方の年金の受け取り

開始を繰り下げているかたは、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

【厚生年金の加入期間のあるかたで、「65歳になってから年金を受け取る」と思っているかた】  
 ・ 厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たすかたに対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金・65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

【60歳以上で、会社にお勤めのかた】  
 ・ 現在、会社にお勤めのかたも、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。



## 長寿福祉課からのお知らせ

●問い合わせ

大里広域市町村圏組合介護保険課 (☎ 501-1330)  
 長寿福祉課 (☎ 574-8544)  
 岡部福祉健康課 (☎ 585-2214)  
 川本福祉健康課 (☎ 583-2532)  
 花園福祉健康課 (☎ 584-1123)

介護保険に関し、次の通りお知らせします。

① **介護保険料コールセンター開設**  
 大里広域市町村圏組合では、介護保険料未納のかたを対象に電話で納付の確認をする「介護保険料コールセンター」を開設しました。このセンターでは、組合が委託した専門オペレーターが電話で介護保険料の納付確認を行い、納付が済んでいない場合には、早期に納付していただけるよう、お願いをします。

② **おむつ代の医療費控除**  
 介護保険による要介護認定を受けておむつを使用しているかたが、確定申告で医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」のほかに、大里広域市町村圏組合が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除が受けられます。ただし、次の要件を満たすことが必要です。

① 平成22年中に要介護認定の有効期間があること  
 ② 要介護認定のための主治医意見書で、寝たきり状態にあること、および尿失禁をする可能性が確認

③ **介護保険要介護認定者の「障害者控除対象者認定書」の送付**  
 所得税、市・県民税の申告の際、「障害者控除対象者認定書」をお持ちいただくことで、本人またはそのかたを扶養している親族のかたが障害者控除の適用を受けることができます。

該当者には、1月下旬に「障害者控除対象者認定書」を郵送します。  
 ※窓口での申請は、必要ありません。

対象 平成22年12月31日現在、次の要件を満たす65歳以上のかた  
 ① 障害の程度が身体障害者などに準じると認められる要介護4または5と認定されているかた(特別障害者)  
 ② 障害の程度が身体障害者などに準じると認められる要介護3と認定をされているかた(障害者)



## 消防本部からのお知らせ

●問い合わせ 予防課 (☎ 571-0913)

消防本部では、次の講習会を開催します。

① **甲種防火管理者資格取得(新規)講習会**  
 とき 2月8日(火)・9日(水)  
 午前9時〜午後4時30分  
 ところ 消防本部  
 定員 先着100人  
 受講料 4,000円  
 申し込み 1月12日(水)から  
 受講申込書に受講料と写真(縦3cm×横2.4cm)1枚を添えて、問い合わせ先または花園消防署へ  
 ※消防法で定められている防火管理者を置かなければならない事業所などは次の通りです。  
 ① 収容人員が10人以上の社会福祉施設  
 ② 収容人員が30人以上で延べ面積が300㎡以上の飲食店、物品販売店、診療所、旅館などの不特定多数の人が出入りする施設  
 ③ 収容人員が50人以上で延べ面積が500㎡以上の共同住宅、学校、工場などの特定多数の人が出入りする施設

② **甲種防火管理再講習会**  
 とき 2月4日(金)午後1時20分〜4時30分  
 ところ 消防本部

③ **甲種危険物取扱者試験の準備講習会**  
 とき 2月5日(土)・6日(日)  
 ところ 消防本部  
 受講料 会員110,500円、非会員111,500円(テキスト代含む)  
 ※会員とは、深谷地区防火安全協会に加入されている事業所および従業員のことです。

申し込み 1月11日(火)〜28日(金)までに問い合わせ先へ  
 ※受験資格については、お問い合わせください。

定員 先着50人  
 受講料 3,000円  
 申し込み 1月12日(水)から  
 受講申込書に受講料と写真(縦3cm×横2.4cm)1枚を添えて、問い合わせ先または花園消防署へ  
 ※再講習が必要な事業所の防火管理者とは、店舗や飲食店などの収容人員が30人以上の特定防火対象物の防火管理者で、資格を取得してから5年が経過するかた  
 ※防火管理者の資格が取得できる講習会ではありません。

定員 先着50人  
 受講料 3,000円  
 申し込み 1月12日(水)から  
 受講申込書に受講料と写真(縦3cm×横2.4cm)1枚を添えて、問い合わせ先または花園消防署へ  
 ※再講習が必要な事業所の防火管理者とは、店舗や飲食店などの収容人員が30人以上の特定防火対象物の防火管理者で、資格を取得してから5年が経過するかた  
 ※防火管理者の資格が取得できる講習会ではありません。